

## 提出された意見及びそれに対する考え方

	提出者	ご意見	ご意見に対する考え方
1	東北インテリジェント通信株	<p>(意見)</p> <p>P.5重大な事故の報告先の表において、「事業者の業務区域が、一の総合通信局等の管轄区域を越えない場合」を「事業者の業務区域が、一の総合通信局等の管轄区域及び当該管轄区域と隣接する都府県(北海道及び沖縄県を除く。)を越えない場合」に変更すること。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重大な事故の報告先については、全国規模の事業者と地域規模の事業者を分ける趣旨と推察される。</li> <li>・ 当社は東北総合通信局の全ての管轄区域及び信越総合通信局の一部の管轄区域(新潟県)を業務区域としている地域規模の事業者(登録事業者)である。</li> <li>・ 地域規模の事業者の報告先としては総合通信局が適当である。</li> <li>・ 現在、「重大な事故」の発生場所にかかわらず報告先は、弊社本社所在地を管轄する東北総合通信局とされており、現状を継続していただきたい。</li> <li>・ 変更案と同様な表現は「電気通信主任技術者選任の範囲(平成22年総務省告示第49号)」に用いられている。</li> </ul>	<p>重大な事故の報告先について、本ガイドラインにより従前の取扱いを変えるものではありません。表現を明確にするため、ご意見を踏まえて以下のとおり修正します。</p> <p>(修正前)</p> <p>事業者の業務区域が、一の総合通信局等の管轄区域を越えない場合</p> <p>(修正後)</p> <p>事業者の主な業務区域が、一の総合通信局等の管轄区域を越えない場合</p>
2	(株)テクノロジーネットワークス	<p>ガイドライン(案)P12の15行目の記述について</p> <p>(2) 端末系伝送路設備(利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成されるものを除く。)(中略) ~する装置及びCATVの幹線路は含まない。</p> <p>(意見内容)</p> <p>「CATVの幹線路は含まない」の削除をお願い致します。</p> <p>(理由)</p> <p>端末系伝送路設備とは電気通信事業法施行規則上、端末設備と接続される伝送路設</p>	<p>端末系伝送路設備を事故報告対象設備から除外しているのは、一般に事故が発生した場合の影響者数が少ないと考えられるためですが、CATVの幹線路については、事故が発生した場合の影響者数が多いと考えられるため、例外として事故報告対象としております。</p> <p>事故報告対象とならない設備についての詳細は、以下の図をご参照ください。</p>

備と定義されておりCATVの幹線路については、これまでも同施行規則 第27条の5に定める自己確認の届出において端末系伝送路設備として届出が行われてきており、当社ではCATVの幹線路は端末系伝送路設備であると認識しております。従って、端末系伝送路設備としてCATVの幹線路は含まないとする見解は適切ではないと考えますので、削除を求めるものです。

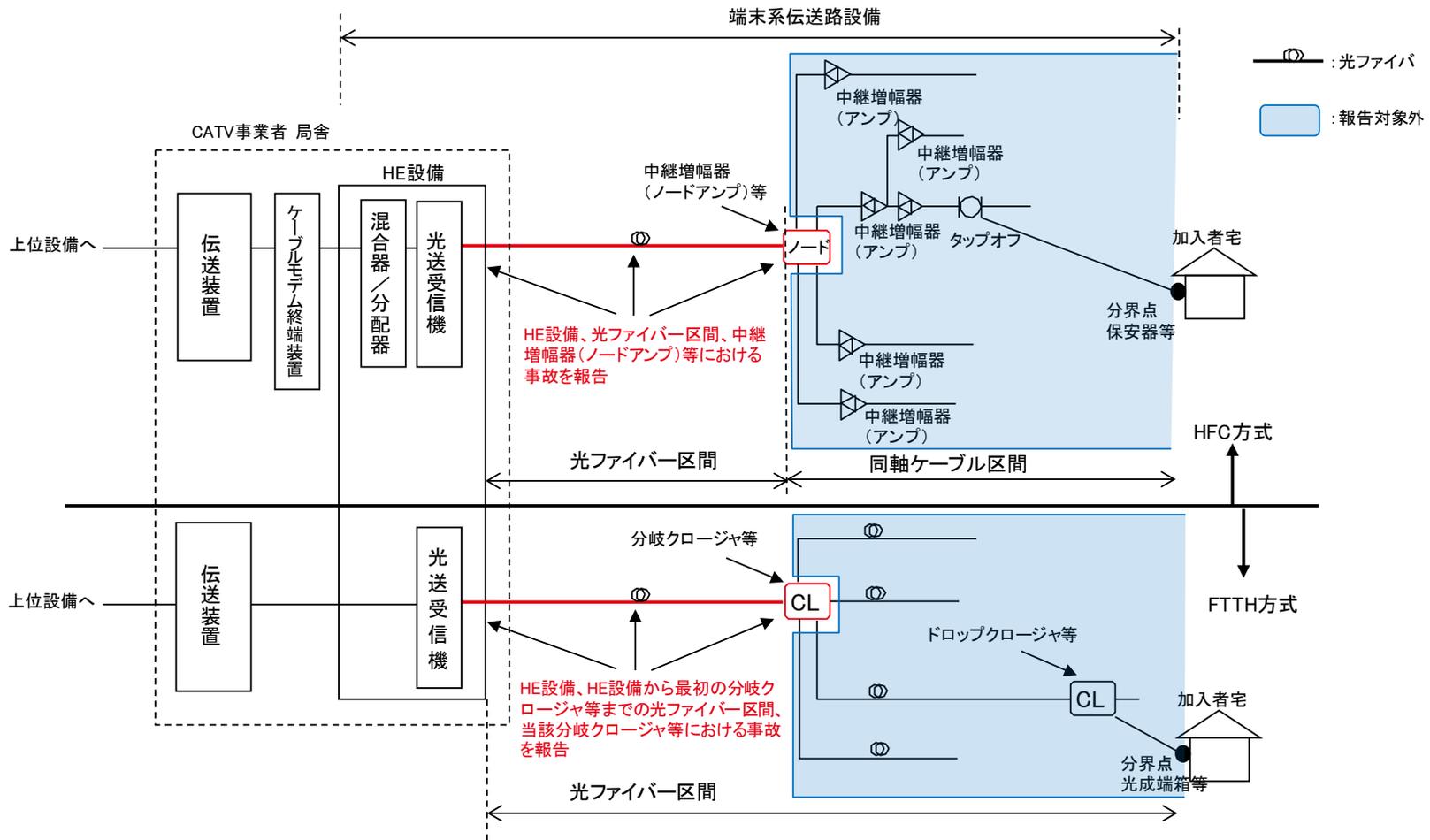


図 CATVにおける端末系伝送路設備のうち、事故報告対象とならない設備